

令和2年度第1回定期監査の結果を公表いたします。

○監査の実施日 7月9日・10日

○監査実施場所 いすみ市役所総務常任委員会室

○監査の対象

本監査 健康高齢者支援課、農林課、税務課、企画政策課、水産商工課
オリンピック・観光課、危機管理課

書類監査 生涯学習課、夷隅公民館、大原公民館、岬公民館（岬ふれあい会館・
B&G海洋センター含む）、総務課

○監査の方法

令和元年度会計決算ベースで作成した監査資料により、財務事務の執行が適正であり、且つ効率的に行われているか、また、事務事業が予算や法令等に基づいて適正に行われているかについて、関係職員より説明を聴取し、必要に応じて関係諸帳簿等の提示を求め、慎重に監査を実施した。

○監査の結果

計画された事務事業は、ほぼ順調に執行しており、財務に関する事務もおおむね適正に処理されている。また、翌年度へ繰越した事業についても繰越理由は妥当なものであり手続等も適正に処理されているものと認められる。

○所見

・事業経費については、おおむね適正に事務が執行されていたが、当初予算に対して大幅な増減となる補正が見られた。年度末から流行した新型コロナウイルス感染症、災害復旧事業等のやむを得ない事情もあるが、予算編成時においてより一層の事業見込みの精査を行ってほしい。

・9月から10月にかけて発生した台風等による災害時には、災害復旧事業や生活再建のため各種災害支援事業を実施するなど大変な年であった。今後も被災者の復興支援や防災体制の強化・充実等を図りながら市民の安心・安全が確保されるように努力されたい。

・市税や保険料については、財源の確保と負担の公平性を保つため、滞納者の実状を把握したうえで効果的な滞納整理を積極的に行い、収入未済額の解消に努められたい。

・契約事務については、財務規則、建設工事等契約事務取扱実施規程などに基づき執行されていた。随意契約にあつては、電算システム保守やシステム使用料のように、新規契約とした場合の当初経費等を検討した結果から随意契約としたものや緊急に実施する必要がある場合等での1者による随意契約以外については、おおむね複数業者での見積徴取が執行されていた。1者随意契約は委託者以外との比較が容易ではないことから、今後も、予算編成時における見積の積算根拠の精査や他自治体の管理状況調査を行うなど、継続して取り組んでもらいたい。

・組織運営等に関しては、職員による軽微な修繕や草刈等を含む施設管理、光熱水費の節減、また、事業内容や実施方法等を見直すなど費用対効果の最適化に努めているところである。今後も全庁的に取り組むよう、より一層の努力をお願いしたい。

・補助金については、「いすみ市補助金に関する基本指針」に沿って交付事務を行っているところであるが、事業ごとに公平性・透明性・公益性、補助の適正化と効果や効率の再検証など社会経済情勢の動向を注視しつつ、必要に応じて指針の見直し等を行うなど取り組んでもらいたい。

以上、今後も全庁的な連携、情報共有を図るとともに、市民・関係機関等と一体となって効率的、効果的な事務事業を推進し、そして新型コロナウイルス感染症などによる社会情勢の変化に応じた施策の検討等住民のニーズに即した適正な執行に努められたい。